

## 置き薬医薬品販売士教育集合研修の2年度目が愈々、開始

発行：日本置き薬協会 事務局広報担当

### 1. 置き薬医薬品販売士教育集合研修の開始

今年で二回目となる、置き薬医薬品販売士教育の集合研修が開始されました。一級研修者は四ヶ月間、年次継続研修者は二ヶ月間の自宅学習を経て、先日7日、8日の盛岡会場が先陣を切り、以後、全国八会場で四月末まで八会場を巡り開催予定です。

盛岡/3月7-8日、福岡/3月20-21日、広島/3月28-29日、東京/4月4-5日、名古屋/4月4-5日、山口/4月11-12日、長岡/4月11-12日、名古屋/4月25-26日

昨年一月末発表の「局長通知」以後、一年以上経過しても詳細な規則が発表されない所謂「一定水準」。この空白の時間が原因で今回の受講者総数は、前回より減少しました。

置き薬業者に生じた迷いは、今後発表される一定水準の詳細規則により解消され、資質向上努力義務を満足する本研修制度を理解して受講申込されるものと思います。

### 2. 「医薬品新販売制度の円滑施行に関する検討会」について

2月24日に引き続き、3月12日に「医薬品新販売制度の円滑施行に関する検討会」が開催されました。

日本置き薬協会は、所属する日本薬業連絡協議会と歩調を合わせ、現時点での『IT通信販売の自由化』に対しては、強く反対します。

その理由としては、

- 1) 平成18年に制定された『改正薬事法』において、販売形態は『店舗』と『配置』に規定されており、その前提で省令など準備が進められている以上、『IT通信販売』を新たに加えることにより、法体系全体を見直す必要が生じる。
- 2) IT通信販売推進派が主張する「消費者の手に医薬品が届かない」という主張が虚偽であり、単なる利便性の問題であることが判明した。『利便性』と『安全性』の兼ね合いであれば、国民の安全性を優先するのが当然である。
- 3) ITの可能性と将来性を否定するものではないが、現状のITを利用した医薬品の販売実態を見れば、まず自浄努力をIT通信販売推進派が行ってから再検討するべきである。

以上のような理由で、今後も、国民の安心と安全を保障し、セルフメディケーションが展開でき、日本の医療保健制度を守り、再構築できるシステム作りに協力する所存です。

### 3. 一般社団法人に変更

当会が有限責任中間法人から一般社団法人に変更になった事を記します。

本件に関するお問合せ先 日本置き薬協会 事務局（足高）

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-5-5 全国旅館会館4階

TEL. 03-3222-1737 FAX. 03-3222-1738

日 置 協